

# 第 1 編 総 則

平成24年度修正の概要等

第 1 章 計画方針

第 2 章 防災関係機関の業務大綱

第 3 章 区・区民・事業者の基本的責務

第 4 章 文京区の概要

第 5 章 計画の前提

第 6 章 減災目標

## 平成24年度修正の概要等

### 第1節 計画修正の経緯

平成19年度に「文京区地域防災計画」を修正してから約4年が経過しているが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、文京区でも震度5弱の大きなゆれを観測し、区民への直接的な被害は少なかったものの、一部で瓦の落下等の被害が発生するとともに、余震への不安から区民や帰宅困難者の避難行為が広範囲に及ぶ等の混乱が生じた。

また、区民への情報連絡、避難所における役割分担、区職員の初動態勢、災害時要援護者への支援態勢、帰宅困難者への対応等、東日本大震災を通して明らかになった課題もある。さらに、大規模地震等に伴う被害により行政機関の活動に支障が生じるなど「公助」にも限界があり、「自助」、「共助」を含めた総合的な対策の重要性が改めて認識されたところである。

こうしたことから、これまでの防災対策を見直す必要性が高まり、文京区地域防災計画の修正に先立ち、平成23年12月に「災害（震災）時における当面の対応方針」を策定し、計画を修正するまでの間の災害対応を定めた。

今般、当面の対応方針で定めた対策に加え、東日本大震災における教訓、東京都の新たな被害想定及び東京都地域防災計画の修正、被災自治体に派遣された職員の経験、都市部に発生する災害の特徴、法令の改正等を踏まえて、より現実に即した実効性の高い災害対策を構築するために、文京区地域防災計画の修正を行うものである。

### 第2節 対策の視点

東日本大震災での教訓及び新たな被害想定等を踏まえ、区及び防災関係機関、区民、事業者がそれぞれ持てる能力を発揮し、連携を強化することにより、「自助」「共助」「公助」による取組みを充実していくことが重要である。

そのためには、建物の耐震化などにより災害に強いまちづくりを進めるとともに、家庭や職場で災害時の備えを強化することなどにより、避難しなくてもよい環境整備を進め、さらに、区民防災組織、避難所運営協議会への支援などを通じて、自らの安全は自ら守る、地域の防災対応力の向上を図っていくことが求められる。

また、災害時要援護者対策の強化、他自治体、事業者との協定締結等による広域的かつ多様な連携などを通じて、区としての災害対応力を強化しなければならない。

文京区では、東日本大震災における課題や新たな被害想定への適切な対応を確保し、大規模地震等による被害の最小化、拡大防止を実現するため、区を取り巻く環境、東日本大震災の課題・教訓、新たな被害想定を踏まえ、「今後発生が予想される災害から区民の生命を守り、災害時における区民の生活を支援すること」に焦点を当て、区、防災関係機関、区民、事業者等が相互に連携しながら、以下の3つの視点のもと、対策の検討を行った。

### 視点1：人的被害の減少

東京都の新たな被害想定では、ゆれ等の建物被害を原因とする人的被害が現行計画の被害想定と比べ大幅に増加すると予想されており、建築物の耐震化・不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

また、東日本大震災では多数の災害時要援護者が犠牲になるなど、今後、高齢化の進行による災害時要援護者の増加に伴い、災害時要援護者に対する予防対策及び応急対策の充実強化が喫緊の課題となっている。

建造物等の安全化及び災害時要援護者支援対策等を推進し、災害に伴う人的被害を最小限にとどめるための対策を推進していく。

#### 《主な取り組み》

- 建造物等の安全化
  - ・ 建築物の耐震化・不燃化の推進（第2編 第1部 第3章）
  - ・ 高層建築物の安全化（第2編 第1部 第3章）
  - ・ 家具類の転倒・落下・移動防止対策（第2編 第1部 第3章）
- 災害時要援護者等の支援
  - ・ 避難所の開設・運営等、福祉避難所、妊産婦・乳児救護所（第2編 第2部 第8章）
  - ・ 災害時要援護者の安全確保（第2編 第2部 第11章）

### 視点2：自助・共助の強化

ゆれや火災等による被害から区民の生命、身体及び財産を守るために、「自助」、「共助」を強化し、初動期における地域の防災行動力をより一層向上させる必要がある。

そのために、区民、区民防災組織、事業者等に対する防災意識の更なる啓発を図るとともに、区、防災関係機関、区民等が連携を図りながら、訓練、防災資機材配備、防災教室等を通じて地域における防災行動力の強化を図る。

#### 《主な取り組み》

- 自助の備えの強化
  - ・ 食糧の確保、生活必需品等の確保（第2編 第1部 第7章）
- 共助の備えの強化
  - ・ 区民の防災意識の啓発（第2編 第1部 第6章）
  - ・ 区民防災組織等の育成強化（第2編 第1部 第6章）
  - ・ 事業所の防災意識の啓発（第2編 第1部 第6章）
  - ・ 総合防災訓練・地域防災訓練の実施（第2編 第1部 第6章）

### 視点3：区の災害対応力の強化

災害時において区民等の混乱を最小限にとどめるために、区の初動態勢を早期に確立し、迅速な応急対策の実施に努めるとともに、災害情報を迅速かつ的確に区民等に伝達するための連絡体制の整備が重要である。

また、大規模災害時における災害対策に万全を期すために、東京都はもとより、他自治体、防災関係機関、事業者、ボランティア等との協力体制を構築し、緊密に連携しながら円滑に災

害対応を図る必要がある。

区の応急対策の活動態勢を強化するとともに、広域的かつ多様な連携体制を構築し、迅速かつ的確な災害対応を図る。

《主な取り組み》

- 区の応急対策の活動態勢強化
  - ・ 動員態勢の強化（第2編 第2部 第1章）
  - ・ 区と防災関係機関等との通信連絡体制（第2編 第2部 第2章）
- 広域的かつ多様な連携体制の構築
  - ・ 防災関係機関との協力（第2編 第2部 第3章）
  - ・ 医療及び助産（第2編 第2部 第9章）
  - ・ 帰宅困難者対策の推進（第2編 第2部 第12章）

## 第1章 計画方針

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、文京区防災会議が策定する計画である。その目的は、区、都及び防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、区の地域において、災害の予防対策、応急・復旧対策、復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を保護し、「備えと助け合いのある災害に強いまちの実現」を図ることにある。

### 第2節 計画の性格及び範囲

#### 第1 計画の性格

この計画は、文京区の地域に係る防災に関し、区の処理すべき事務又は業務を中心として、都及び防災関係機関の処理する事務又は業務を包含する基本的な計画である。

#### 第2 計画の範囲

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づき都知事から区長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

#### 第3 計画の構成

この計画は、総則、震災対策、風水害対策、付編、資料編により構成される。

### 第3節 計画の目標

この計画の目標は、地震、風水害、大規模な火災又は爆発、事故等に対処できる態勢の樹立を図るものである。

### 第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。防災関係機関は、関係ある事項について、文京区防災会議が指定する期日までに計画修正案を文京区防災会議に提出しなければならない。また、緊急に修正しなければならないときは、防災会議の会長と協議しなければならない。

### 第5節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、指定行政機関等が作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画等に抵触するものであってはならない。

### 第6節 計画の習熟

区及び防災関係機関は、この計画に定める責務を十分に果たすため、平素から単独又は共同して、調査・研究・訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めるものとする。

## 第2章 防災関係機関の業務大綱

区、都関係機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

### 第1節 区

#### 第1 初動期（初日）

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
本部班	1 本部の設置に関する事。 2 本部の庶務に関する事。 3 各班との連絡及び調整に関する事。
情報班	1 防災行政無線等による情報収集、連絡及び指令伝達に関する事。 2 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡に関する事。
救出・救護班	1 倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関する事。 2 医療、助産及び応急医療救護に関する事。 3 医療施設の災害対策及び被害調査に関する事。 4 緊急道路における障害物除去及び応急の補修に関する事。
地域活動センター班	1 各地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の調査に関する事。 2 各地域活動センターの事業を行う地域における倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関する事。
避難所開設班	1 避難所の開設及び管理並びに避難者の誘導及び収容に関する事。 2 被災者の安否等の情報収集に関する事。

#### 第2 中期（2日～1週間）

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
災对本部事務局	1 災害情報の統括に関する事。 2 本部の指令及び要請の発議に関する事。 3 防災関係機関との連絡に関する事。 4 防災行政無線の管理及び統制に関する事。 5 被害状況の把握に関する事。 6 本部長室及び本部会議の庶務に関する事。 7 他の部との連絡及び調整に関する事。
災対情報部	1 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡に関する事。 2 本部の指令、要請及び情報の伝達に関する事。 3 災害対策の予算に関する事。 4 災害についての広報及び広聴に関する事。 5 報道機関への連絡に関する事。 6 災害資料の収集に関する事。 7 区の区域内の情報収集に関する事。 8 住民情報システムの被害調査に関する事。

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
災対総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の庶務及び総括に関する事。</li> <li>2 職員の動員数の把握に関する事。</li> <li>3 職員の服務及び食糧に関する事。</li> <li>4 現金及び物品の出納及び保管に関する事。</li> <li>5 区議会に対する災害情報の連絡に関する事。</li> <li>6 文京区議会地震等災害対策本部に関する事。</li> <li>7 シビックセンターの防災及び維持管理に関する事。</li> <li>8 シビックセンターの被害調査に関する事。</li> <li>9 他の部に属さない事。</li> </ol>
災対区民部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種民間団体等との連絡及び調整に関する事。</li> <li>2 り災証明の発行に関する事。</li> <li>3 各地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握及び報告に関する事。</li> <li>4 区民センター、勤労福祉会館、地域活動センター等所管施設の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>5 生涯学習施設及びスポーツ施設の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>6 住民登録の管理に関する事。</li> <li>7 死体埋葬・火葬許可証等の発行に関する事。</li> <li>8 救護食糧及び物資の調達に関する事。</li> <li>9 被災地の環境衛生に関する事。</li> <li>10 被災工場の実態調査及び公害防除に関する事。</li> <li>11 被災地の環境整備に関する事。</li> <li>12 災害時のボランティアの受入れ及び総合調整に関する事。</li> <li>13 災害り災見舞金の支給に関する事。</li> </ol>
避難所運営部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設及び運営管理に関する事。</li> <li>2 被災者の安否等の情報収集に関する事。</li> <li>3 避難所の環境衛生に関する事。</li> <li>4 男女平等施設、保育施設及び児童施設の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>5 学校教育施設の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>6 被災した児童及び生徒への学用品等の支給に関する事。</li> <li>7 区立図書館の災害対策及び被害調査に関する事。</li> </ol>
医療救護部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療、助産及び応急救護に関する事。</li> <li>2 医療機関との連絡及び調整に関する事。</li> <li>3 医療施設の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>4 医療ボランティアの受入れ及び編成に関する事。</li> <li>5 防疫及び衛生監視に関する事。</li> <li>6 医療資器材等の調達、保管及び輸送に関する事。</li> <li>7 傷病者及び医療スタッフの搬送に関する事。</li> <li>8 食品等の衛生に関する事。</li> <li>9 飲み水の検査に関する事。</li> <li>10 避難所の衛生管理に関する事。</li> </ol>

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
輸送部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 備蓄物資、救援食糧、救援物資及び資材の輸送に関する事。</li> <li>2 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関する事。</li> <li>3 区有財産の被害調査の統括に関する事。</li> </ol>
災対福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者、心身障害者等の安全対策及び支援に関する事。</li> <li>2 生活必需品等の支給に関する事。</li> <li>3 義援金品の配分に関する事。</li> <li>4 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援助金に関する事。</li> <li>5 社会福祉団体との連絡に関する事。</li> <li>6 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>7 被災者の実態調査に関する事。</li> <li>8 生活困窮者の保護及び援助に関する事。</li> <li>9 遺体及び行方不明者の捜索及び収容に関する事。</li> <li>10 福祉センター及び心身障害者福祉作業所の災害対策及び被害調査に関する事。</li> </ol>
災対建築部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区有施設の被害判定及び応急修理に関する事。</li> <li>2 応急危険度判定に関する事。</li> <li>3 建築被害判定調査に関する事。</li> <li>4 建築ボランティアの受入れに関する事。</li> <li>5 がけ及び擁壁の応急対策に関する事。</li> <li>6 応急仮設住宅の建設に関する事。</li> </ol>
災対土木部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関する事。</li> <li>2 水防に係る業務に関する事。</li> <li>3 道路、橋梁、公共溝渠等の被害状況調査及び維持に関する事。</li> <li>4 緊急道路における障害物除去及び応急の補修に関する事。</li> <li>5 公園、児童遊園等の災害対策、被害調査及び復旧工事に関する事。</li> <li>6 応急給水及び飲料水の配送に関する事。</li> <li>7 交通安全施設の点検及び被害調査に関する事。</li> </ol>
災対教育部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設の避難所開設に当たっての連絡及び調整に関する事。</li> <li>2 学校及び幼稚園との連絡及び調整に関する事。</li> <li>3 児童及び生徒の避難計画に関する事。</li> <li>4 東京都教育庁及び文京区教育委員会教育委員との連絡及び調整に関する事。</li> <li>5 被災した園児、児童及び生徒の救援並びに教育の臨時措置に関する事。</li> <li>6 教育センターの災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>7 文化財の災害対策及び被害調査に関する事。</li> </ol>

平成24年度  
修正の概要等

第1章  
計画方針

第2章  
防災関係  
業務大綱

第3章  
区民・事業者の  
基本的責務

第4章  
文京区の概要

第5章  
計画の前提

第6章  
減災目標

第3 後期（1週間後～）

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
災対本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の統括に関する事。</li> <li>2 本部の指令及び要請の発議に関する事。</li> <li>3 関係機関との連絡に関する事。</li> <li>4 防災行政無線の管理及び統制に関する事。</li> <li>5 本部長室及び本部会議の庶務に関する事。</li> <li>6 他の部との連絡及び調整に関する事。</li> </ol>
災対情報部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害復旧及び復興計画の立案に関する事。</li> <li>2 災害救助法の適用による財政措置に関する事。</li> <li>3 災害についての広報及び広聴に関する事。</li> <li>4 報道機関への連絡に関する事。</li> <li>5 災害資料の収集及び記録に関する事。</li> <li>6 区内の情報収集に関する事。</li> <li>7 区報臨時号の発行に関する事。</li> <li>8 被災者の相談業務の連絡及び調整に関する事。</li> <li>9 住民情報システムの復旧に関する事。</li> </ol>
災対総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の庶務及び総括に関する事。</li> <li>2 他の部との連絡及び調整に関する事。</li> <li>3 職員の動員数の把握に関する事。</li> <li>4 職員の服務及び食料に関する事。</li> <li>5 他の区市町村への要請業務及び支援職員の受入れに関する事。</li> <li>6 現金及び物品の出納及び保管に関する事。</li> <li>7 区議会に対する災害情報の連絡に関する事。</li> <li>8 文京区議会地震等災害対策本部に関する事。</li> <li>9 シビックセンターの復旧及び整備に関する事。</li> <li>10 他の部に属さない事。</li> </ol>
災対区民部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種民間団体等との連絡及び調整に関する事。</li> <li>2 り災証明の発行に関する事。</li> <li>3 義援金品等の受領に関する事。</li> <li>4 融資等の支援対策に関する事。</li> <li>5 区民センター、地域活動センター等所管施設の復旧に関する事。</li> <li>6 生涯学習施設及びスポーツ施設の復旧及び整備に関する事。</li> <li>7 住民登録の管理に関する事。</li> <li>8 死体埋葬・火葬許可書等の発行に関する事。</li> <li>9 災害時のボランティア活動の支援に関する事。</li> <li>10 救援物資及び救助物資の受入れ、保管及び配分に関する事。</li> <li>11 食品及び生活用品の配付に関する事。</li> <li>12 商工業関係の融資に関する事。</li> <li>13 勤労福祉会館の復旧及び整備に関する事。</li> <li>14 被災地の環境衛生に関する事。</li> <li>15 被災工場の実態調査及び公害防除に関する事。</li> <li>16 災害り災見舞金の配布に関する事。</li> </ol>

平成24年度  
修正の概要等

第1章  
計画方針

第2章  
防災関係  
機関の業務大綱

第3章  
区民・事業者の  
基本的責務

第4章  
文京区  
の概要

第5章  
計画の前提

第6章  
減災目標

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
避難所運営部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の運営管理に関すること。</li> <li>2 保育施設及び児童施設の復旧及び整備に関すること。</li> <li>3 国民健康保険料の減免又は徴収猶予に関すること。</li> <li>4 国民年金保険料の免除に関すること。</li> <li>5 学校施設の維持管理に関すること。</li> <li>6 区立図書館の復旧及び整備に関すること。</li> <li>7 男女平等施設、保育施設及び児童施設の復旧に関すること。</li> </ol>
医療救護部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療及び助産救護に関すること。</li> <li>2 東京都及び医療機関との連絡及び調整に関すること。</li> <li>3 医療資器材の調達、保管及び輸送に関すること。</li> <li>4 食品等の衛生監視に関すること。</li> <li>5 被災者の健康管理に関すること。</li> <li>6 被災者の栄養管理指導に関すること。</li> <li>7 被災者のメンタルヘルスケアに関すること。</li> <li>8 保健衛生部の所管する施設の復旧及び整備に関すること。</li> <li>9 医療ボランティアの活動の支援に関すること。</li> <li>10 被災者の医療相談に関すること。</li> <li>11 遺体の身元確認に関すること。</li> <li>12 飲み水の検査に関すること。</li> <li>13 防疫に関すること。</li> </ol>
輸送部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 備蓄物資、救援食料、救援物資及び資材の輸送に関すること。</li> <li>2 区税等の徴収猶予又は減額若しくは免除に関すること。</li> </ol>
災対福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者、心身障害者等の安全対策及び支援に関すること。</li> <li>2 社会福祉施設の復旧及び整備に関すること。</li> <li>3 生活必需品等の支給に関すること。</li> <li>4 被災者の実態調査に関すること。</li> <li>5 生活困窮者の保護及び救助に関すること。</li> <li>6 遺体及び行方不明者の捜索及び収容に関すること。</li> <li>7 福祉センター、心身障害者福祉作業所の復旧及び整備に関すること。</li> <li>8 義援金及び災害弔慰金等の配布に関すること。</li> <li>9 高齢者施設の復旧及び整備に関すること。</li> <li>10 障害者施設の復旧及び整備に関すること。</li> </ol>
災対復旧部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害街区の復興計画に関すること。</li> <li>2 復興に伴う防災都市づくりに関すること。</li> <li>3 応急仮設住宅の運営管理に関すること。</li> <li>4 災害救助法の適用による住宅の応急修理の対象者の選定に関すること。</li> <li>5 災害復旧対策の建築工事の指導に関すること。</li> <li>6 応急仮設住宅の建設に関すること。</li> <li>7 応急危険度判定等のボランティアの活動の支援に関すること。</li> <li>8 倒壊建物の解体及び処理に関すること。</li> <li>9 復旧建築業務及び災害復旧工事に関すること。</li> </ol>

平成24年度  
修正の概要等

第1章  
計画方針

第2章  
防災関係  
機関の業務大綱

第3章  
区民・事業者の  
基本的責務

第4章  
文京区の概要

第5章  
計画の前提

第6章  
減災目標

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
災対土木部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁、公共溝渠等の復旧計画に関する事。</li> <li>2 障害物の除去に関する事。</li> <li>3 がれきの処理に関する事。</li> <li>4 道路、橋梁、公共溝渠等土木施設の復旧工事に関する事。</li> <li>5 公園、児童遊園等の災害対策、被害調査及び復旧工事に関する事。</li> <li>6 飲料水の配送に関する事。</li> <li>7 交通安全施設の応急対策に関する事。</li> </ol>
災対教育部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設の復旧及び整備に関する事。</li> <li>2 避難所の運営管理に当たっての学校との連絡及び調整に関する事。</li> <li>3 学校及び幼稚園との連絡及び調整に関する事。</li> <li>4 東京都教育庁及び文京区教育委員会教育委員との連絡及び調整に関する事。</li> <li>5 被災した園児、児童及び生徒の救援並びに教育の臨時措置に関する事。</li> <li>6 被災した児童及び生徒への教科書等の支給に関する事。</li> <li>7 教育センターの復旧及び整備に関する事。</li> </ol>

〈資料編 第5 文京区災害対策本部条例 P11〉

〈資料編 第6 文京区災害対策本部条例施行規則 P12〉

〈資料編 第7 文京区災害対策本部組織図 P22〉

## 第2節 都関係機関等

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
建設局 第六建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川、道路及び橋梁の保全に関する事。</li> <li>2 水防について情報を連絡し、資器材及び技術的助言を与える等、その調整に関する事。</li> <li>3 河川及び道路における障害物の除去に関する事。</li> </ol>
建設局 東部公園緑地 事務所	都立庭園、公園の保全及び震災時の利用に関する事。
交通局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関する事。</li> <li>2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関する事。</li> <li>3 旅客の救護及び避難誘導に関する事。</li> </ol>
水道局 中央支所文京 営業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上水道施設の保全に関する事。(水道局中央支所)</li> <li>2 応急給水に関する事。</li> </ol>
下水道局 北部下水道事務 所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の保全に関する事。</li> <li>2 仮設トイレのし尿の受け入れ及び処理に関する事。</li> </ol>

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
警視庁 第五方面本部 富坂警察署 大塚警察署 本富士警察署 駒込警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。</li> <li>2 交通規制に関する事。</li> <li>3 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。</li> <li>4 行方不明者の捜索及び調査に関する事。</li> <li>5 死体の見分及び検視に関する事。</li> <li>6 公共の安全と秩序の維持に関する事</li> </ol>
東京消防庁 第五消防方面本部 小石川消防署 本郷消防署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災その他災害の予防、警戒及び防御に関する事。</li> <li>2 救急及び救助に関する事。</li> <li>3 危険物等の措置に関する事。</li> <li>4 前各号に掲げるもののほか、消防に関する事。</li> </ol>
小石川消防団 本郷消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事。</li> <li>2 火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事。</li> <li>3 人命の救出及び応急救護に関する事。</li> <li>4 区民の防災知識及び防災行動力の向上に関する事。</li> </ol>

### 第3節 陸上自衛隊

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
第一師団 第一普通科連隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の計画及び準備に関する事。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害関係資料の基礎調査</li> <li>(2) 災害派遣計画の作成及び地域防災計画への意見提出</li> <li>(3) 防災に係る訓練の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 自衛隊の実施する訓練</li> <li>2) 文京区地域防災計画に基づく防災に関する訓練への参加</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>2 災害派遣の実施に関する事。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧</li> <li>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事。</li> </ol> </li> </ol>

### 第4節 指定地方行政機関

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
関東地方整備局 東京国道事務所 万世橋出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管轄する道路についての計画工事及び管理に関する事。</li> <li>2 防災上必要な訓練、防災に関する施設及び設備の整備、災害危険区域の選定又は指導、豪雪害の予防に関する事。</li> <li>3 災害に関する予報及び警報の発表、伝達、災害に関する情報の収集及び広報、災害時における交通の確保、災害時における応急工事等災害応急対策に関する事。</li> </ol>

### 第5節 指定公共機関

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
日本郵便株式会社 小石川郵便局 本郷郵便局	1 郵便事業及び株式会社N T T東日本等から委託された電気通信取扱業務等の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び授護対策に関すること。 (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
株式会社N T T 東日本ー東京	1 電信・電話施設の建設及び保全に関すること。 2 災害時における通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 その他災害対策に関すること。
東京電力株式会社 東京支店大塚支社	1 電力供給施設の保全に関すること。 2 災害時における応急・復旧対策に関すること。
東京ガス株式会社 東部支店	1 ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
日本赤十字社 東京都支部文京区地区	1 災害時における応急救助、災害時の復旧被災者の更生援護に関すること。 2 避難所の収容に関すること。 3 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。
首都高速道路株式会社 西東京管理局	1 首都高速道路等の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。

### 第6節 指定地方公共機関等

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
東京地下鉄株式会社	1 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2 利用者の救護及び避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
(社)東京都トラック協会（文京支部）	災害時における貨物自動車（トラック）による救急物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
医師会 （小石川・文京区）	災害時における医療活動の協力に関すること。
歯科医師会 （小石川・文京区）	災害時における歯科医療活動の協力に関すること。
薬剤師会	災害時における医薬品の調剤、服薬指導及び医療品の管理に関すること。
柔道接骨師会 （文京支部）	災害時における応急救護活動の協力に関すること。

第7節 公共的団体

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
区民防災組織 (町会・自治会)	1 避難誘導、避難所内の世話、業務の協力に関すること。 2 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の協力に関すること。 3 その他被害状況調査等災害対策業務全般についての協力に関するこ と。
避難所運営協議会	1 避難所の運営管理に関すること。 2 避難所に関する行政及び防災関係機関との連絡・調整に関すること。

平成24年度  
修正の概要等

第1章  
計画方針

第2章  
防災関係  
機関の業務大綱

第3章  
区民・事業者の  
基本的責務の

第4章  
文京区の概要

第5章  
計画の前提

第6章  
減災目標

## 第3章 区・区民・事業者の基本的責務

自らの身の安全は自らが守る（自助）のが防災の基本であり、区民はその自覚を持ち、平常時から、災害に対する備えを自主的に心がけることが重要である。また、発災時には、自らの身の安全を守るよう行動するとともに、初期消火活動や近隣の負傷者や災害時要援護者等への救援活動等（共助）を行い、行政が果たす役割（公助）と連携を図りながら災害対策活動に努めることが求められる。

また、事業者においても、災害時における従業員や顧客の安全確保、地域の災害対策活動への協力、事業活動の継続など企業の果たす社会的責任を十分認識し、日頃から防災訓練の実施や防災体制の整備等地域と連携して防災活動の推進に努めるものとする。

区・区民・事業者が、災害対策を進める上で果たすべき基本的責務は、次のとおりである。

### 1 区の基本的責務

- (1) 区は、災害から区民の生命、身体及び財産を保護し、その安全を確保するとともに、被災後の区民生活の再建及び都市の復興を図るため、区の組織及び機能を挙げて最大の努力を払わなければならない。
- (2) 区は、平常時から国、都及び他の地方公共団体との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア、防災関係機関等との連携及び協力に努めなければならない。  
(文京区防災対策条例第4条より)
- (3) 区は、災害が発生したときは、国、防災関係機関と連携し、総力を挙げて被災地の復興及び区民生活の再建を図らなければならない。  
(文京区防災対策条例第38条第2項より)

### 2 区民の基本的責務

- (1) 区民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。  
(災害対策基本法第7条第2項より)
- (2) 区民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。  
(東京都震災対策条例第8条第1項より)
- (3) 区民、事業者又は区は、自らの命は自らが守るという自助、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助及び区民の安全を確保するという公助の役割を果たし、並びに「文の京」自治基本条例（平成16年12月文京区条例第32号）の協働・協治の考え方にに基づき、防災対策の充実及び実践に努め、もって災害に強いまちづくりを推進していくことを基本としなければならない。  
(文京区防災対策条例第3条より)
- (4) 区民は、自ら災害時の危険を除去し、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。  
(文京区防災対策条例第7条第1項より)
- (5) 区民は、三日分の飲料水及び食料並びに生活必需品の備蓄に努めなければならない。  
(文京区防災対策条例第7条第2項より)
- (6) 区民は、防災訓練、防災に関する研修その他の防災対策に関する事業に自発的に参加し、及び協力して、災害時の行動力の向上に努めなければならない。

(文京区防災対策条例第7条第3項より)

(7) 区民は、災害時に自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、その地域の区民の安全の確保に努めなければならない。

(文京区防災対策条例第7条第4項より)

(8) 区民及び事業者は、災害が発生したときは、相互に協力して速やかに被災地の復興及び区民生活の再建に努めなければならない。

(文京区防災対策条例第38条第1項より)

### 3 事業者の基本的責務

(1) 区民、事業者及び区は、自らの命は自らが守るという自助、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助及び区民の安全を確保するという公助のそれぞれの役割を果たし、並びに「文の京」自治基本条例の協働・協治の考え方にに基づき、防災対策の充実及び実践に努め、もって災害に強いまちづくりを推進していくことを基本としなければならない。

(文京区防災対策条例第3条より)

(2) 事業者は、その社会的責任を自覚し、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における区民の安全の確保のため、災害時の危険を除去し、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

(文京区防災対策条例第8条第1項より)

(3) 事業者は、防災対策事業に協力するとともに、自ら防災訓練等を実施し、防災対策の充実を努めなければならない。

(文京区防災対策条例第8条第2項より)

(4) 事業者は、平常時から従業員に防災に関する知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。

(文京区防災対策条例第8条第3項より)

(5) 事業者は、災害時に区民に対して防災対策に関する活動を行うとともに、区民との連携及び協力をするよう努めなければならない。

(文京区防災対策条例第8条第4項より)

(6) 区民及び事業者は、災害が発生したときは、相互に協力して速やかに被災地の復興及び区民生活の再建に努めなければならない。

(文京区防災対策条例第38条第1項より)

(7) 事業者は、その社会的責任を認識して、従業員の安全並びに管理する施設及び施設の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

(東京都帰宅困難者対策条例第4条第1項より)

(8) 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業員に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

(東京都帰宅困難者対策条例7条第1項より)

(9) 事業者は、前項に規定する従業員の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業員の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(東京都帰宅困難者対策条例第7条第2項より)

第1編 総則  
第3章 区・区民・事業者の基本的責務

〈資料編 第1 文京区防災対策条例 P 1〉  
〈資料編 第14 東京都震災対策条例 P 39〉  
〈資料編 第15 東京都震災対策条例施行規則 P 49〉  
〈資料編 第16 東京都帰宅困難者対策条例 P 57〉

平成24年度  
修正の概要等

第1章  
計画方針

第2章  
防災関係  
業務大綱

第3章  
区民・事業者の  
基本的責務

第4章  
文京区の概要

第5章  
計画の前提

第6章  
減災目標

## 第4章 文京区の概要

### 第1節 地形

当区は、下町と呼ばれる沖積低地と、山の手と呼ばれる武蔵野台地の接点に位置している。武蔵野台地は、その端部を多くの河谷によって刻みこまれ、20m前後の崖を持つ起伏に富んだ台地と谷の地形をつくっている。高度は、後楽一丁目（市兵衛河岸）の海拔3.1mを最低に、大塚五丁目、六丁目、目白台三丁目、小日向二丁目付近で海拔30mを超えている。低地の部分の平均高度は海拔10m以下であり、台地においては、平均高度海拔20～24mである。

こうした地形を概観すると、5つの台地（関口台、小日向台、小石川台、白山台、本郷台）と、5つの低地（音羽谷、茗荷谷、千川谷、指ヶ谷、根津谷）によって構成されている。台地と低地の間は斜面地となっており、こうした地形が坂と崖の多い、起伏に富んだ特色あるまちを形成している。

### 第2節 面積・人口

#### 第1 面積

11.31km<sup>2</sup>

#### 第2 世帯と人口

（平成24年10月1日現在）

	世帯数	人 口		
		総数	男	女
住民基本台帳人口	109,445世帯	201,253人	95,879人	105,374人
うち外国人住民	4,531世帯	7,179人	3,507人	3,672人

（注）「うち外国人住民」の世帯数は、外国人住民のみで構成される世帯数。

#### 第3 昼・夜間人口

（平成22年国勢調査）

夜間人口	昼間人口	流入人口	流出口
206,626人	345,423人	202,293人	68,671人

（注）夜間人口及び昼間人口には、労働力状態「不詳」を含む。  
昼間人口には、従業地・通学地「不詳」で、文京区に常住している者を含む。  
15歳未満通学者を含む。

## 第5章 計画の前提

### 第1節 震災

#### 第1 前提条件

東京都は、東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震など東京を襲う大規模地震に対してより確かな備えを講じていくため、平成18年5月に公表した「首都直下地震による東京の被害想定」を見直すこととし、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

本計画では、東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、「東京湾北部地震」を基に、文京区での被害が最大となる地震を本計画の前提とする。

区 分	東京湾北部地震
震 源 地	東京湾北部
規 模	マグニチュード7.3
震 源 の 深 さ	約20～35km
季 節 ・ 時 刻	冬の夕方（午後6時）
気 象 条 件	風速8 m/秒
想 定 さ れ る 被 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース。</li> <li>○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留する。</li> <li>○ ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。</li> <li>○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。</li> </ul>

〈資料編 第65 気象庁震度階級関連解説表 P232〉

#### 第2 首都直下地震による被害想定

東京湾北部地震（冬の夕方午後6時、風速8 m/秒）による文京区の被害想定は、次のとおりとなる。

〈資料編 第26 「首都直下地震等による東京の被害想定」における東京都の被害想定 P76〉

〈資料編 第27 「首都直下地震等による東京の被害想定」における文京区の被害想定 P93〉

区 分		被害想定
震度別面積率	震 度 5 弱 以 下	0.0%
	震 度 5 強	0.0%
	震 度 6 弱	11.9%
	震 度 6 強	88.1%
	震 度 7	0.0%
建 物 被 害 ( 全 壊 )	建 物 全 壊	3,602棟
	ゆ れ	3,543棟
	木 造	3,141棟
	非 木 造	402棟
	液 状 化	5棟
	急 傾 斜 地 崩 壊	54棟
火 災	火 災 件 数	22件
	焼 失 棟 数 ( 全 壊 建 物 含 む )	2,443棟
	焼 失 棟 数 ( 全 壊 建 物 含 ま ず )	2,259棟
人 的 被 害	死 者	253人
	ゆ れ / 液 状 化 / 建 物 被 害	185人
	急 傾 斜 地 崩 壊	4人
	火 災	59人
	ブ ロ ッ ク 塀 等	4人
	落 下 物	0人
	負 傷 者 ( 内 重 傷 者 )	4,217人 (608人)
	ゆ れ / 液 状 化 / 建 物 被 害	3,815人 (482人)
	急 傾 斜 地 崩 壊	6人 (3人)
	火 災	232人 (65人)
	ブ ロ ッ ク 塀 等	141人 (55人)
	落 下 物	24人 (3人)
そ の 他	帰 宅 困 難 者	131,632人
	避 難 者 の 発 生	61,865人
	避 難 所 生 活 者	40,213人
	エ レ ベ ー タ 停 止 台 数	267台
	災 害 時 要 援 護 者 死 者 数	81人
	自 力 脱 出 困 難 者 発 生 数	1,592人
	震 災 廃 棄 物	107万トン

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値が合わないことがある。

### 第3 地域危険度

都では、東京都震災対策条例に基づき、5年毎に地震に関する地域危険度測定調査を行っており、都内各地域（都市計画区域の5,099町丁目）における地震に対する危険性を建物、火災の面から、1から5までのランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を明らかにしている。

平成20年2月に東京都が公表した「第6回 地震に関する地域危険度測定調査」の概要は、次のとおりである。

なお、「第7回 地震に関する地域危険度測定調査」については、平成25年度までに公表を行う予定である。

#### 1 調査の目的

- (1) 地震に強い防災都市づくりの指標とする。
- (2) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。
- (3) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

#### 2 調査結果

都内各地域（都市計画区域の5,099町丁目）について、地震に対する危険度を「建物倒壊危険度」、「火災危険度」及び2つの危険度を合算した「総合危険度」を1から5までのランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を明らかにしている。

	← 危険度高		危険度低 →			
総合危険度ランク	5	4	3	2	1	計
町丁目数	84	283	807	1,623	2,302	5,099
比率	1.6%	5.6%	15.8%	31.8%	45.1%	100.0%

〈資料編 第28 文京区地域危険度一覧表 P97〉

## 第2節 風水害

区内においては、地面の大部分が建物やアスファルトで覆われており、集中豪雨の際、低地が浸水する都市型水害が発生している。都内では、平成17年9月4日から5日未明にかけて台風14号及び秋雨前線の影響により、23区西部に時間降雨量100mmを超える集中豪雨が発生し、神田川をはじめとする8河川の溢水により、都内で約6,000棟の浸水被害が発生した。

本計画では、予測しがたい気象変化などに伴う突発型の被害に備えるとともに、近年の風水害の実績に基づき、おおむね次の数値を最大値とする。

区	分	被害等の最大値
雨	雨量	300mm
	最大1時間降雨量	60mm
最大瞬間	風速	25m/s

【文京区水害発生状況一覧表】

発生年月日	水害原因	降 水 量 (mm)			浸 水 世 帯		
		総雨量	時間最大降雨量		床上	床下	計
H 1. 8. 1	集中豪雨	225.5	15:00～16:00	44.0	16	299	315
H 3. 9. 19	台風18号	230.5	15:00～16:00	45.0	43	581	632
H 4. 12. 8	集中豪雨	41.5	21:00～22:00	28.5	7	69	76
H 5. 8. 27	台風11号	8.26～27 260.5	12:00～13:00	52.0	119	675	794
H 6. 7. 18	集中豪雨	63.0	13:50～14:50	54.0	6	303	309
H11. 8. 24	集中豪雨	66.5	20:00～21:00	37.0	—	28	28
H11. 8. 29	集中豪雨	109.0	19:30～20:30	62.5	1	37	38
H12. 7. 4	集中豪雨	73.5	17:44～18:44	58.0	—	4	4
H12. 8. 7	集中豪雨	39.5	18:00～19:00	36.0	—	5	5
H15. 9. 3	集中豪雨	35.5	18:00～19:00	34.5	13	—	13
H15. 10. 13	集中豪雨	64.0	13:32～14:32	60.5	2	—	2
H16. 10. 9	台風22号	10.8～9 263.0	17:10～18:10	62.0	118	8	126 その他 5
H16. 10. 20	台風23号	10.19～20 205.5	21:40～22:40	41.5	27	3	30
H17. 9. 4	集中豪雨	9.4～5 83.0	23:00～24:00	62.0	8	8	16
H20. 8. 5	集中豪雨	157.5	12:00～13:00	80.0	22	18	40
H20. 8. 29	集中豪雨	8.29～31 131.0	8.29 22:20～23:20	39.0	2	—	2
H20. 9. 20	台風13号	9.19～20 43.0	9.20 0:20～1:20	11.5	1	—	1
H21. 8. 10	台風9号	115.0	6:34～7:34	73.5	53	40	93
H21. 10. 8	台風18号	10.7～8 138.0	10.8 3:10～4:10	51.5	6	—	6
H22. 9. 8	台風9号	89.0	14:10～15:10	63.0	2	5	7
H23. 8. 7	集中豪雨	17.5	15:40～16:40	17.0	2	—	2
H23. 8. 26	集中豪雨	8.26～27 89.5	8.26 15:00～16:00	71.5	17	1	18

(平成25年1月現在 防災課データより)

## 第6章 減災目標

### 第1節 目標設定の趣旨

現在の地震予知に対する科学技術では、地震等の自然災害を的確に予知し、未然に十分な防災対策を講じることは極めて困難な状況にある。しかしながら、いつ起こるかわからない地震災害に対して、日常からの十分な備えや、発災直後に初動体制を整えることで、被害を最小限に食い止め、軽減させることは十分に可能である。

減災目標は、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の我が国で近年に発生した大規模な地震の教訓を活かし、大規模な地震による災害が発生した場合においても、区民、事業者、行政等の連携・協働により、被害を軽減することを目的としている。また、その実現のための基本的な考え方や具体的な各種施策の方向性を定め、対策を図るものである。

### 第2節 目標年次

この減災目標は、平成25年度を初年度とし、おおむね10年以内に達成する目標とする。

### 第3節 減災目標と対策

東京都地域防災計画（平成24年修正）「被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）」の内容を踏まえ、文京区の減災目標を設定した。

#### 減災目標1：死傷者の6割減

死者（253人）、負傷者（4,217人）の6割減を目標とする。

#### 目標1-1 住宅等の倒壊による死傷者の6割減

ゆれ等の建物被害による死者（185人）、負傷者（3,815人）の6割減を目標とする。

#### <目標を達成するための主な対策>

##### 1 建物の耐震化等

- 住宅建物の耐震化率を、平成22年現在の72.6%から90.0%にする。
- 住宅系建築物の耐震診断に要した費用の助成率を引き上げ、耐震化を促進する。
- 耐震診断・耐震改修等の相談窓口を設置する。
- 耐震化促進地区の耐震化を重点的に促進する。
- 特定緊急輸送道路沿道建物の耐震化を促進する。
- パンフレット等の作成・配付、専門家による相談会の開催などにより、区民意識の啓発に努める。
- ブロック塀の改修資金の融資あっ旋制度や生垣助成制度を活用し、ブロック塀の改修を促進する。

##### 2 家具類の転倒防止対策の推進

- 高齢者や障害者世帯等を対象に家具の転倒防止器具取り付け費用の助成を行う。

- 消防署と連携して災害時要援護者宅を訪問し、設置状況を確認するとともに、未設置の世帯について、普及・啓発を図る。
- 区報への掲載、防災パンフレットの配布、防災訓練や防災教室等の機会を通して、啓発・普及活動を行う。
- 冊子等を活用した防災指導、イベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具転倒・落下・移動防止器具の取り付け講習を実施する。(東京消防庁)

### 3 救出・救護体制の強化

#### (1) 地域防災力の向上

- 区民防災組織、避難所運営協議会の活動を支援し、自助・共助による地域防災力の向上を図る。
- 防災訓練や救命講習等の実施による救出・救護能力の向上、地域（住民、区民防災組織）と事業所との連携強化を図る。

#### (2) 救出・救護体制の整備

- 負傷者等の医療・搬送体制の充実を図るとともに、警察・消防等との情報連絡体制の強化を図る。
- 避難所への医師等の派遣体制について医療救護活動マニュアルを作成し、災害時における区と関係機関との連携方法を明確にする。

#### 目標1-2 火災による死傷者の6割減

火災による死者（59人）、負傷者（232人）の6割減を目標とする。

#### <目標を達成するための主な対策>

##### 1 建物の不燃化の推進と消防活動困難区域の解消

- 住宅・建築物の不燃化を促進する。また、木造住宅が密集し、消防活動が困難な区域の解消を目指す。
- 特定緊急輸送道路沿道建物の耐震化に合わせて不燃化を推進し、延焼遮断帯の形成を図る。
- 道路や公園等の整備により、避難路の確保及び火災の延焼防止を図る。

##### 2 消防力の充実・強化

- 多様な方法による消防団への入団促進や装備の充実により、消防団の確保・充足、活動強化を図る。
- 消防水利不足を解消するとともに、消防車両・装備などの充実を図る。

##### 3 区民、区民防災組織、事業者の火災対応力の強化

#### (1) 出火防止対策の推進

- 建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進、火気使用設備・器具の安全化及び停電復旧に伴う出火防災対策の推進、緊急地震速報、エリアメール等の活用などを進める。

#### (2) 初期消火力の強化

- 街頭と主要道路に消火器を設置する。また、区民防災組織に大型消火器、可搬式動力ポン

プ、スタンドパイプを整備し、初期消火力の強化を図る。

- 防災訓練やパンフレット等を活用して、消火器の使用方法や出火防止、初期消火などに関する知識・技術の普及を図る。
- 可搬式動力ポンプ、スタンドパイプ等を活用した実践的な訓練指導を推進する。

#### 4 救出・救護体制の強化

- 減災目標1-1-3の再掲

### 目標1-3 災害時要援護者の死者の6割減

災害時要援護者の死者数（81人）の6割減を目標とする。

#### <目標を達成するための主な対策>

##### 1 迅速な安否確認体制の整備

- 災害時要援護者名簿や障害者手帳の情報など、区が保有する情報を適切に管理し、災害時に活用できるように整備する。
- 安否確認を的確に実施するため、区民、事業者等と連携・協力し、具体的な実施体制を構築する。
- 災害時要援護者名簿を活用した安否確認訓練を実施し、安否確認体制の検証及び改善を図る。

##### 2 避難支援体制の整備

- 災害時要援護者がスムーズに避難できるように、事前に避難支援マニュアルを配布し、周知を図るとともに地域での避難支援体制の整備を図る。
- 避難所において安全・安心に過ごせるよう、災害時要援護者のニーズを反映させた支援策を実施する。
- 避難所で生活することが困難な災害時要援護者が避難することができるよう、福祉避難所をあらかじめ指定し、物資・器材等を整備する。
- 災害時に妊産婦や乳児等を持つ保護者が安心して避難生活を送れるように、専用の避難スペースを確保し、支援体制や備蓄物資等を整備する。

### 減災目標2：避難者の4割減

避難所生活者（40,213人）の4割減を目標とする。

### 目標2-1 住宅の倒壊や火災による避難者の減

#### <目標を達成するための主な対策>

##### 1 建物の耐震化等

- 減災目標1-1-1の再掲

##### 2 建物の不燃化の推進と消防活動困難区域の解消

- 減災目標1-2 1の再掲

### 3 消防力の充実・強化

- 減災目標1-2 2の再掲

### 4 区民、区民防災組織、事業者の火災対応力の強化

- 減災目標1-2 3の再掲

## 目標2-2 中高層建築物の安全化による避難者の減

### <目標を達成するための主な対策>

#### 1 中高層建築物の安全化

- 新たに建設する一定規模以上の中高層建築物に防災備蓄倉庫の設置を義務付ける。
- 防災備蓄倉庫を設置したマンション管理組合を対象に、発災時に住民が活用できる救助資器材の購入経費を助成する。
- 中高層住宅特有の防災対策を盛り込んだマニュアルを作成し啓発活動を行う。
- 中高層住宅のエレベータ閉じ込め対策用備蓄物資の購入経費を助成する。

## 目標2-3 自助の強化による避難者の減

### <目標を達成するための主な対策>

#### 1 区民の防災意識の啓発

- 最低3日分の飲料水、生活用水、食糧、生活必需品等を家庭で備蓄するよう啓発活動を行う。

## 目標2-4 ライフライン等の早期復旧による避難者の減

### <目標を達成するための主な対策>

#### 1 ライフラインの早期復旧

- 被災から60日以内に全てのライフラインの機能を95%以上回復させる。  
電力7日、通信14日、ガス60日、上下水道30日を目標とする。
- ライフライン事業者は施設や設備等の耐震化を進め、早期の機能回復に努める。

#### 2 エレベータの早期復旧

- エレベータの復旧「1ビル1台」ルールを徹底する。

#### 3 応急危険度判定の迅速化

- 応急危険度判定を7日以内に完了させるため、応急危険度判定員の確保を図る。

### 減災目標3：帰宅困難者の安全確保

東京都と連携し、帰宅困難者（131,632人）の安全を確保する。

#### 目標3-1 帰宅困難者の安全確保

##### <目標を達成するための主な対策>

##### 1 帰宅困難者対策の普及啓発

- 事業者・大学等に施設内待機及び一斉帰宅抑制や3日分の飲料水・食糧等の確保に努めるよう啓発を行う。

##### 2 帰宅困難者の支援体制構築

- 行き場のない帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。
- 混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの充実に図る。
- 徒歩帰宅が困難な災害時要援護者のために、バスや船舶などの代替輸送手段を確保する。
- 区施設利用者や区立小・中学校等に残留した児童・生徒等の帰宅困難者に対する備蓄物資を整備する。